平成３０年３月７日

「精神障害者雇用促進キャンペーン」について

関係団体　御中

経済産業省

製造産業局素材産業課

　障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

本年４月から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が引き上げられることに伴い（※）、厚生労働省が「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施しております。

障害者雇用対策については、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指し、厚生労働省を中心に各種支援策を講じているところです。

現在、障害者雇用については、１４年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現する等、着実に改善しつつあるものの、依然として様々な課題も残されています。

皆様には、これまで以上にお力添えをいただきたく、まずは、会員企業の皆様等への周知のほど、何卒よろしくお願いいたします。

なお、障害者雇用の各種支援策につきましては、お近くのハローワークにお問い合わせください。

※：法定雇用率が、平成 30 年４月１日から以下のように変わります。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業主区分 | 法定雇用率 |
| 現行 | **平成30年４月１日以降** |
| 民間企業 | ２．０％ | **２．２％** |
| 国、地方公共団体 | ２．３％ | **２．５％** |
| 都道府県等の教育委員会 | ２．２％ | **２．４％** |

【添付資料】

「精神障害者雇用促進キャンペーン」リーフレット